

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、その世帯の状況に応じて生活、住宅、教育、医療、介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請の受理 ②保護の決定、実施 ③就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ④保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 特に医療扶助オンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表23の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 3. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月25日舞鶴市条例第37号。以下「番号条例」という。）第4条第1項 別表第一の1の項 4. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月25日舞鶴市規則第53号。以下「番号規則」という。）第2条第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（デジタル庁・総務省令第9号）第2条 【情報提供の根拠】 表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会の根拠】 表42、43の項 3. 番号条例第4条第2項及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 5の項 4. 番号規則 【情報照会の根拠】 第3条第5項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部福祉援護課
②所属長の役職名	福祉援護課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉部福祉援護課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1010
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満（任意実施）]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	被保護者の特定個人情報の紐づけを行う際には、複数人での確認を実施し、その記録を残すようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。 具体的には下記の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となる業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、24、26、27、28、31、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108 ※主務省令未制定…30、50、90、116、119の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、24、26、27、28、31、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108 ※主務省令未制定…20、21、30、38、50、53、90、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条	事後	
平成28年9月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	福祉援護課長 伊藤 和昭	福祉援護課長 小寺雅之	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、24、26、27、28、31、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108 ※主務省令未制定…20、21、30、38、50、53、90、116、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120 ※主務省令未制定…21、30、90の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年3月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、その世帯の状況に応じて生活、住宅、教育、医療、介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請の受理 ②保護の決定、実施 ③就労自立給付金の支給 ④保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、その世帯の状況に応じて生活、住宅、教育、医療、介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請の受理 ②保護の決定、実施 ③就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ④保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120 ※主務省令未制定…21、30、90の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、 第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、 第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119 ※主務省令未制定…21、30、90の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、 第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、 第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉援護課長 小寺雅之	福祉援護課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	-	（項目を追加）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、その世帯の状況に応じて生活、住宅、教育、医療、介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請の受理 ②保護の決定、実施 ③就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ④保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、その世帯の状況に応じて生活、住宅、教育、医療、介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請の受理 ②保護の決定、実施 ③就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ④保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 特に医療扶助オンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	
令和5年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	生活保護システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、119 ※主務省令未制定…21、30、90の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1. 番号法第19条第8号 別表第一 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	事後	
令和5年4月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年4月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、その世帯の状況に応じて生活、住宅、教育、医療、介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請の受理 ②保護の決定、実施 ③就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ④保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 特に医療扶助オンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）に基づき、生活に困窮する世帯からの相談、申請を受け、その世帯の状況に応じて生活、住宅、教育、医療、介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申請の受理 ②保護の決定、実施 ③就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給 ④保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務 特に医療扶助オンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	
令和5年11月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 3. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月25日舞鶴市条例第37号。以下「番号条例」という。）第4条第1項 別表第一の1の項 4. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月25日舞鶴市規則第53号。以下「番号規則」という。）第2条第1項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条 3. 番号条例第4条第2項及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 1の項	事後	
令和5年11月1日	1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満（任意実施）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年11月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和7年03月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和7年03月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の15の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 3. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月25日舞鶴市条例第37号。以下「番号条例」という。）第4条第1項 別表第一の1の項 4. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月25日舞鶴市規則第53号。以下「番号規則」という。）第2条第1項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表23の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 3. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月25日舞鶴市条例第37号。以下「番号条例」という。）第4条第1項 別表第一の1の項 4. 舞鶴市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年12月25日舞鶴市規則第53号。以下「番号規則」という。）第2条第1項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】（「生活保護関係情報」） 9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120 ※主務省令未制定…30の項 【別表第二における情報照会の根拠】 26の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】（「生活保護実施関係情報」） 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の4、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条 3. 番号条例第4条第2項及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 5の項 4. 番号規則 【情報照会の根拠】 第3条第5項	1. 番号法第19条第8号 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（デジタル庁・総務省令第9号）第2条 【情報提供の根拠】 表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 【情報照会の根拠】 表42、43の項 3. 番号条例第4条第2項及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 5の項 4. 番号規則 【情報照会の根拠】 第3条第5項	事後	
令和7年03月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		「十分である」 【判断の根拠】 被保護者の特定個人情報の紐づけを行う際には、複数人での確認を実施し、その記録を残すようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	1 1.最も優先度が高いと考えられる対策		【最も優先度が高いと考えられる対策】 (8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【当該対策は十分か】 【再掲】 「十分である」 【判断の根拠】 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。 具体的には下記の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となる業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。	事後	項目追加